

IPCC 第 25 回全体会合報告

2006 年 5 月 11 日

(財) 地球産業文化研究所

角野光治・信岡洋子

- I. 日時・場所：2006 年 4 月 26－28 日 モーリシャス・ポートルイス
- II. 参加者：WMO 及び/又は UNEP の加盟国からの政府代表約 270 名、IPCC 各作業部会 (WG) TSU、国際 (研究) 機関 (UNFCCC、WMO、UNEP、EU など)、NGO(IISD、グリーンピース、WWF) (GISPRI からは角野主任研究員と信岡研究員が出席した)
- III. 議事の概要

今回の会合の主要な議題は、IPCC2006 年国別温室効果ガスインベントリガイドライン¹ (2006 年ガイドライン) の承認、新排出シナリオ策定に関する検討、ドイツ提案の再生可能エネルギーに関する特別報告書の作成可否であった。2006 年ガイドラインは IPCC の手続き規則上、Overview chapter² をセクションごとパネルで検討し採択 (“Adopt”)、全体を受諾する (“Accept”) が必要である。配布された政府レビューのコメント集に反映されたものだけが掲載されて、全てのコメントが網羅されていなかったため、受け取ったコメントをすべて配布するように求めたり、提出したコメントが反映されていないことに修正を求める発言があったりしたため、すぐに承認プロセスに入ることができなかった。CLA (Coordinating Lead Author) と政府代表との Q& A セッションやコンタクトグループが数回設けられた後、会合 2 日目の午後、プレナリーでセクションごとの採択がようやく始められ同日深夜にようやく本文が受諾された。

新排出シナリオについてもコンタクトグループが設立され、プレナリー外で議論が進められた。運営委員会 (steering committee) の設立が決定され、詳細は今後検討されることとなった。

再生可能エネルギーの特別報告書については、前回の IPCC 会合 (2005 年 9 月・カナダ) でドイツが提案し多くの国が支持したもので、今回ドイツが正式に書面で同報告書作成の提案を提出していた。ヨーロッパ諸国や多くの途上国が支持を表明した一方、アメリカ・中国・サウジアラビアは現時点での新たな報告書作成には反対との姿勢を示した。賛成する国の中には、省エネも「再生可能エネルギー特別報告書」で扱うことを主張するところもあった。2007 年末にスコーピング会合を開催し、特別報告書を作成するかどうかは 2008 年の IPCC 会合で検討することとなった。

今回の会合では 2006 年ガイドライン以外は決定が必要な切羽詰った議題もなく、比較的

¹ UNFCCC の第 17 回補助機関会合 (2002 年・ニューデリー・COP8 と併催) にて、1996 年に完成した「IPCC1996 ガイドライン」を改訂するよう IPCC に要請していた。

² 概要の章、全 12 ページ。承認プロセスは異なるが、評価報告書や特別報告書の「SPM (政策決定者向け要約)」に相当する。

和やかなムードで議事が進んだように感じられた。リゾート地であるモーリシャスのゆったりとした雰囲気もその一因となったのかもしれない。

IV. 議事詳細

4月26日、パチャウリ議長が会合の開会を宣言した。議長挨拶の後、WMO deputy secretary-general の Hong Yan 氏、UNEP deputy secretary の Alexander Alusa 氏、UNFCCC deputy executive secretary の Thorgeirsson 氏がスピーチをした。ホスト国であるモーリシャスの Bachoo 環境大臣が歓迎のスピーチをした。

配布資料は<http://www.ipcc.ch/meet/session25.htm>よりダウンロード可能。

1. 第24回全体会合報告書草案の承認 (議題2 : Doc.2)

報告書草案は、提出されたとおりに承認された。

2. 2006年-2009年のプログラムと予算 (議題3 : Doc.3, Add.1)

新排出シナリオ、再生可能エネルギー特別報告書作成の議論の後、2007年予算において新排出シナリオに関する会合の途上国参加旅費の追加、再生可能エネルギーの特別報告書に関するスコーピング会合の予算削減を行い、プレナリーで2006年-2009年のプログラムと予算案を採択した。

3. IPCC2006年国別温室効果ガスインベントリガイドラインの承認(議題4 : Doc 4a, 4b)

2006年ガイドラインについては、2002年のデリー (COP8) で既存の1996年ガイドラインを改訂するようIPCCに要請されていたもの。

2006年ガイドラインはOverview Chapter (概要の章) 以下、部門別の5つの巻からなる³。このことによりクロスレファレンス (他所参照) の必要量を減らし⁴、部門間での一貫性を促進している。さらに、2000年のGood Practice Guidance and Uncertainty Management in National Greenhouse Gas Inventoriesと2002年のGood Practice Guidance for Land Use, Land Use Change and Forestry(GPG-LULUCF)の要素も統合したこと、部門間の一貫性 (LULUFと農業の統合により、土地利用に関して同じ統計を使用、エネルギーとIndustrial Processes and Product Use(IPPU)間で原料についての調整を改善など)、データ収集に関する内容の大幅な改善などが図られている。

Vol.1 : General Guidance and Reporting

Vol.2 : Energy

³ 例えば、新ガイドラインの内容についてはTFIメンバーが2005年5月のUNFCCC補助機関会合のサイドイベントで詳細に発表している。弊所報告書p46参照

http://www.gispri.or.jp/kankyo/unfccc/pdf/sb22_enb05620ver3.pdf

⁴ 96ガイドラインではVol.I. GHGインベントリ報告の手引き, Vol.II GHGインベントリワークブック, Vol.III GHGインベントリレファレンスマニュアルという3巻構成であったので、部門ごとにこれら3巻と2つのGPGを参照しなければならなかった。

Vol.3 : Industrial Processes and Product Use

Vol.4 : Agriculture, Forestry and Other Land Use

Vol.5 : Waste

会合 1 日目、インベントリタスクフォース (TFI) 共同議長の平石氏、Thelma Krug (ブラジル) らが 2006 年ガイドラインの概要を説明した。IPCC の手続き規則によると、インベントリガイドラインはパネルによる Overview chapter のセクションごとの採択が必要である。今回の IPCC 会合の直前に同ガイドラインの CLA の会合が開催され、政府からのコメントを元に最終調整を行っており、反映されたコメントのみがその場で配布された (Doc4b add1)。

パチャウリ議長、TFI共同議長とも 2006 年ガイドラインの採択のプロセスに移ろうとしたが、いくつかの国が反論し、同日は Overview chapter の検討ができなかった。反論の中身は政府コメントの扱い、2006 年ガイドラインの使用における混乱、貯水池(flooded land)⁵等からの温室効果ガス排出の算定方法についてなどであり、以下のとおりだった。中には要領を得ない質問もありそのせいで議論が長引き、結局 TFI、CLA と関心のある政府代表を交えての Q&A セッションやコンタクトグループが設けられ議論が進められ、本文の調整が行われた箇所もあった。2 日目の午後から深夜にかけて Overview Chapter をプレナリーで規定のプロセス通り (セクションごとの採択) 行い、全文を受諾することができた。

(1) 政府コメントの取り扱いについて

1 日目のプレナリーで、ロシアが (配布されたコメント集がすべてを網羅していないことから) 政府のコメントがどのように扱われたのか明確にし、すべて入手可能にすべきと事務局に迫った (サウジアラビアも同調)。また、ガイドラインに関して手続きが明確ではない、今新たにガイドラインを作っても 2013 年以降には状況が変わってしまい使いものにならないということが起こるのではないかと⁶、2006 年ガイドラインをいつから使えばいいのか IPCC としての提案を出してほしいなど発言した。

Thelma (TFI 共同議長) は、政府からのコメントはすべて検討したが、配布した Doc4b, add1 にあるのはガイドラインに実際に反映されたもののみである。なお今回の 2006 年ガイドラインの作成は IPCC が UNFCCC から要請されてのことで各国も合意したものである。2013 年以降の状況などはこのマンデートではない。と説明した。

最終的な扱い ロシアがあまりに執拗なので、事務局が 2 日目までにすべてのコメント (200 ページ強!) を 50 部印刷して用意するとともに、会場の PC にも保存し、自由に閲覧できることとなった。採択のプロセスの前に Q&A セッションやコンタクトグループを設

⁵ flooded land の定義は 2006 年ガイドラインでは以下のとおり (Vol.4 AFOLU Ch7 Wetland)。”Flooded lands are defined as water bodies where human activities have caused changes in the amount of surface area covered by water, typically through water level regulation. Examples of flooded lands include reservoirs for the production of hydroelectricity, irrigation, and navigation.”

⁶ 京都議定書第一約束期間は 1996 年ガイドラインを使うべきと COP 決定があることから、今回の新ガイドラインはその後に主に使われることを想定して策定されたことから。

立することが多くの国（スイス、スーダン、ノルウェー、US など）に提案・支持され、1日目の昼、夜、2日目の朝、昼に議論が行われた。そもそも事務局がすべてのコメントを何らかの形で入手可能な状態にしておくべきだったことや、インベントリガイドラインの作成プロセスが必ずしも透明でないことなどが発端であるとロシア以外の国の代表からも多く聞かれた。

(2) 貯水池(flooded land)からの温室効果ガス排出量算定手法について

同じく1日目のプレナリーで、ブラジルが 湿地 (Wetland) の章 (Vol4. AFOLUの巻の7章Wetland) で貯水池 (flooded land) からの温室効果ガスについてのブラジルのコメントが反映されていない⁷と異議を唱えた (オーストリア賛成)。一方、カナダは 2006 年ガイドラインはレビューのプロセスを経てきたもので、Wetlandの章についても同様に調整をしたのでブラジル、オーストリア (修正、変更) の案は受け入れられないとした。

最終的な扱い コンタクトグループで解決が図られたようである⁸。結局ブラジルの主張する carbon stock change method について GPG-LULUCF の該当箇所を用いることと、カナダの好む carbon flux method は 7 章の別表 (Appendix) で言及することで決着がついたようである。

(3) 自然発火の扱い

1日目のプレナリーで、中国が、エネルギーの巻で自然発火 (spontaneous combustion)⁹について自分たちのコメントが反映されなかったと不満を漏らし、自然発火は人為的でないので削除すべきと主張していた。CLA との話し合いで、"uncontrolled combustion" とすることで折り合いがついたようである¹⁰。

(4) 2006 年ガイドラインの使われ方、京都議定書との関係など

2日目のプレナリーで、Overview chapter のセクションごとの採択が開始した。ロシアが今回のガイドラインがどう使われるべきなのか、1996 年インベントリガイドラインとどう使い分けるべきなのか冒頭に執拗に質問した。TFI メンバーは、京都議定書の第 1 約束期間は、COP 決定書により 96 ガイドラインを使うべきとなっている、2006 年ガイドラインは COP の要請で作られたのでこの点議論する必要はないとし、他の多くの国の賛同を得た。

また、Overview chapter の冒頭で、この 2006 年ガイドラインを "the IPCC 2006

⁷ 7 章 (Wetland) で紹介している GHG 算定手法 (carbon flux methodology) がブラジルのような熱帯地方で用いられると、GHG の推計量が実際よりも大きく出てしまう傾向にあることから、同国はこの手法ではなく carbon stock change method を主張していた。

⁸ IISD ENB Summary Report (Vol.12 No.295 Page4) 参照 <http://www.iisd.ca/climate/ipcc25/> 日本語訳もあり。

⁹ ここでは石炭鉱山の採掘場における自然発火を指す。

¹⁰ 注 7 と同じ。なお、これらガイドライン本文に関する議論はプレナリーでは行われなかった。

Guidelines provide methodologies for estimating national inventories of anthropogenic emissions by sources and removals by sinks of greenhouse gases.”としているところを、“revised” methodologiesと言及するようロシア、アルゼンチン、サウジアラビアが主張するなど、あまり的確でない点の議論に時間がかかってしまった。

他にも、再びロシアが、このインベントリガイドラインの対象とするガスが京都議定書に入らないのになぜ取り扱うのかしつこく質問して議論が再び滞った。UNFCCC からの要請で IPCC が策定した 2006 年ガイドラインの Terms of Reference (委任事項) にはこれらのガスも入れるように決まっていたので、このような非難をこの段階で TFI メンバーに浴びせるのはまったく的外れである。

前日から断続的にプレナリー外で議論があったことから、Overview Chapter の採択のプロセスは比較的スムーズに進んだ。

なお、最後に 2006 年ガイドラインの政策への関連性を述べるセクションを設けており、これこそ 2006 年ガイドラインがどのように各国に使われるか明確にするところである。文言選びに関する議論の末、「今回の 2006 年ガイドラインが UNFCCC 締約国の要請にこたえるべく作成され、締約国が UNFCCC 上の国別温室効果ガス排出量インベントリ報告というコミットメントを達成するためにこのガイドラインは役立つだろう」ということが明記された。

4. 新排出シナリオ(議題 5 : Doc.11、Doc.17、Inf.6)

現在作成中の AR4(2007 年完成予定)以降の AR5 に向けて新しい排出シナリオを策定しようという議論があり、IPCC では昨年から 3 回にわたって新排出シナリオに関するワークショップと専門家会合を開催した。前回の全体会合 (2005 年 9 月・カナダ) でも新排出シナリオをめぐる議論の報告がされ、今回の全体会合までという期限つきでタスクグループが設立されていた。このタスクグループ (TGNES) は各国からのシナリオ専門家とともに今年 3 月にスペインで開催された IPCC 新排出シナリオ専門家会合に参加しており、新シナリオ策定における IPCC の役割や、シナリオ作成のタイムラインなど検討の結果が報告された (Doc11)。

パチャウリ議長はこれら報告をもとに提案を用意し (Doc17)、新しいタスクグループを設置することを提案した。このタスクグループは以下のタスクを与えられる

- ・ シナリオ開発プロセスの策定と必要とされる IPCC の調整 (Coordination) レベルの把握、専門会合を開きシナリオコミュニティへの要望を把握
- ・ 世銀、FAO、OECD などと関係機関との会合を開いてこれらの機関が行っているシナリオ策定活動やシナリオ開発への関与を議論
- ・ AR4 完成後作成予定の排出シナリオに関する技術報告書 (Technical Paper) のアウトラインを準備し、ベンチマーク排出パスを選定

- ・ TP 作成後、統合シナリオ(integrated scenario)の特別報告書(Special Report)の作成を検討するためのスコープを準備すること

1 日目のプレナリーでパチャウリ議長が議長案を説明すると、オーストラリアが今回提案されるシナリオ策定アプローチが過去とどう違うのか明確にする必要性を強調し、US とともに、新シナリオ策定において IPCC の役割はアセスメントに限定されるべきで Doc 11 にある B1A 案(シナリオ作成は科学者コミュニティに委ねられ、IPCC 自らが開催してもしなくてもよい)を超えるべきではないとした。サウジアラビアも賛成した。US はさらに新しいタスクグループを設置する必要はなく、TGICA(Task Group on Data and Scenario Support for Impact and climate assessment)が専門家会合を開催するなどし、ここでシナリオの Comparability(比較可能性)を検討すればいい。TP や SR を作成するかどうか AR4 前に決めるのは時期尚早とし、中国も賛同した。

一方、ドイツ、オランダ、スペイン、ベルギー、スウェーデンや多くの途上国(ベネズエラ、スーダン、キューバ、インド、ケニア)は IPCC の facilitation(促進)だけでなく coordination(調整)の役割を重要とし¹¹、Chair のタスクグループを設立し会合を開くという提案に賛成した。特に途上国は、新シナリオ開発プロセスに途上国の参加を確保するためには IPCC のより強い関与が必要であるとの立場にある。なお、わが国もこれらの国に賛同するとともに、議長案に賛成し、少なくともグローバルシナリオでは IPCC の Facilitation と Coordination 両方が必要で新シナリオタスクグループのメンバーは AR4 の進捗をよく把握しておくべきだと述べた。

IPCC の役割とともに論点となったのはシナリオ開発のプロセスであった。TGNES が今回提案したのは、シナリオ開発のプロセスで影響・適応・脆弱性と緩和策の研究の中の早い段階での気候システムのフィードバックを統合することとし、GCM (Global Climate Model : 全球気候モデル) の結果が出るのを待たないとするものである¹²。そうすることにより、排出シナリオが変わるたびに GCM を回す必要がなくなるとともに、新しいシナリオが迅速に評価されることができる。さらに John Mitchel (Met Office, UK, IPCC TGICIA メンバーで GCM の研究者) からのレター (Inf.6) も紹介され、それによると、元になる AR4 から選定するベンチマーク排出シナリオは 2, 3 に留めるべきだとのことであり、UK やニュージーランドなどから実用的であると支持を受けた。

パチャウリ議長はコンタクトグループを設立し、対応を協議することとした。協議は何

¹¹ Doc11 で、facilitation はユーザーニーズや要件の把握、AR4 からベンチマークシナリオを把握すること ("wish list" の作成)、専門家会合を手配すること、シナリオ開発グループのために資金を出す機関を探し出すことなどを指す。一方 coordination は実際のシナリオ開発プロセスにかかわる活動で、シナリオ開発グループやモデル開発グループが用いる定性的なストーリーラインの設定や排出量を増減させる要素などの仮定を共通なものとするよう働きかけること。そうすることで定量化したシナリオ間で比較可能となる (Doc 11 p5)。

¹² 従来は、排出シナリオ完成後、WGI が GCM で実験をし、その結果をもとに WGII が影響・適応・脆弱性を評価していた。

度も持たれたようである。最終日にコンタクトグループが今回の会合の決定案を提示し、サウジアラビア（IPCC が Scientific community にリサーチの方向性を指すようなことはすべきではないというスタンス。したがって排出シナリオ作成に IPCC が関与することに一切反対）が合意に留保すると当初主張したが、会合議事録にその旨残すことで同意した。

決定の概要は以下のとおりで、具体的な決定は Steering committee で検討することとし先送りにされた：

IPCCの役割について：AR5 のためのシナリオ開発は科学者コミュニティ (scientific community) がする。IPCCはAR5 に間に合うよう、科学者コミュニティによるシナリオ開発を”catalyze”する。

技術報告書 (Technical Paper) の作成：2007 年 5 月の次回IPCC全体会合までにTPのスコoping文書を用意する。AR4 からの関連箇所をまとめ、気候モデルグループに利用されるような少数のベンチマーク排出シナリオを把握する。これらの排出シナリオはTGNES (Doc11) とJohn Mitchel (Inf.6) 提案を考慮する。

今後の活動：TGICAおよび昨年の会合で今次会合までの期間限定で設置されたTGNESのメンバーと各WGの共同議長をメンバーとするsteering committeeを設立し、2007 年のAR4 完成後すぐに 1 回会合を開き、シナリオ開発の詳細をつめる。会合に先立ち、IPCC議長は主要なシナリオ開発グループにシナリオ開発活動に関する情報提供を求める。

5. IPCC 議長および IPCC 議長団 (ビューロー) メンバーの選挙規則(議題 6 : Doc 5)

選挙規則・手続きがこれまで明確でなかったことを受け、IPCC 第 19 回会合 において次の選挙の前までに選挙の規則と手続を定める案をパネルに提出し、採択する、と決定していた。前回の会合では、ひとつの条項につきどうしても合意が得られず、今回まで持ち越しになっていた。その条項は規則 20 で、「IPCC 議長および IPCC ビューロー、タスクフォースビューローメンバー候補者は、IPCC のメンバー国政府によって推薦される (Nominations for the position of the IPCC chair, the IPCC Bureau and any Task Force Bureau are to be made by the government of a Member of the IPCC)」というもので、ロシアは、「ある個人は自分の国以外を代表することはできない」という解釈をして保留となっている条項に合意した。アルゼンチン、オーストリア、フランス、US、中国、ドイツ他多くの国がこの条項に合意したが、これらの中には、ビューローメンバーや議長は出身国を代表しているわけでない、という逆の意見を表明しながらも、この文言に合意した国も多かった。同条項は合意に至り、選挙規則がようやく採択された。

6. アウトリーチ (議題 7 : Doc6. Inf3)

IPCC のアウトリーチ活動 (IPCC ウェブサイトの運営や CD-ROM の配布、UNFCCC 等関連会合でのイベント等 IPCC の活動をより多くの人々に理解してもらうための活動) について事務局は今年初めに各国に質問状を送付していた。この回答をまとめた文書を事

事務局が紹介し、議論が行われた。ここでのアウトリーチは来年発行のAR4を前提に検討している。各国からの回答によると、アウトリーチの対象は政府や産業界の政策決定者であり「世間一般」ではないが、CDや文書の配布、迅速な配布は重要である。その他、IPCCがマーケティング活動に必要以上に肩入れしすぎたり、メディア向けにIPCCの報告書内容を単純化したりゆがんだ解釈をしたりしないよう警告する意見もあった(WGI共同議長Susan Solomon、US、カナダ)。

事務局より、これらの議論を元にAR4のアウトリーチ活動を進めていく旨発言があり、この議題は終了した。

7. オブザーバー参加組織の審査手続き(議題8: Doc7Rev.1、Inf1)

オブザーバーとしてIPCC全体会合の傍聴を希望する組織をどう審査するか、前回会合から引き続き議論している議題。各国からの提出意見をまとめたものが今回報告され、それを元に検討が進み、主に以下の内容で合意に至った。

- ・ WMO、UNEP、UNFCCCで既にオブザーバーとして立場を得ている組織は、追加文書を提出することなく、その組織が希望してパネルが受諾するならオブザーバーとして認められる。
- ・ オブザーバー組織は、非営利または課税が免状されている組織でなければならない。
- ・ オブザーバーオブザーバー組織の参加承認は、パネルの総意により行われる。

8. インベントリタスクフォース(TFI)の作業計画について(議題9: Doc10)

2006年ガイドライン完成後の活動について、TFI共同議長の平石氏が作業計画(Doc.10)を説明した。アウトリーチの一環として2006年ガイドラインの小冊子を作成することや2006年後半にインベントリ専門家会合開催を提案した。多くの途上国から、途上国におけるインベントリ作成への支援が必要である旨発言があった。さらに、多くの国がTFIを支援する日本政府に感謝の意を表し、文書の提案内容に賛同した。パチャウリ議長は日本政府に感謝状を書くこととなった。

9. 「再生可能エネルギーに関する特別報告書」作成提案について(議題10: Doc12)

前回の会合でドイツが提案する旨発言し、今回書面で正式に提出したもの。今回決定はせず、スコーピング会合を2007年末に開くことで議論は終わった。

ドイツは、AR4のWGIIIでは再生可能エネルギーは主要な温暖化緩和策のひとつでありながら詳細に述べられていない(約10ページしか割かれていない)のでSRを作成してあらゆる部門での再生可能エネルギー技術を緩和策、適応策、技術移転、持続可能な成長という観点での共便益という側面で紹介すべきと提案した。タイムラインは来年夏にスコーピング会合開催し、AR4完成後に作成開始する。

40カ国強が意見表明で発言したところ、US、中国、サウジアラビア以外はおおむね作成

に賛成している。なお、賛成国の中に、同報告書に省エネ技術も対象とすべき（エジプト、ベルギー、Malawi、ブラジル、フランス、オランダ、コスタリカ）とする意見と再生可能エネルギーのみにするべき（デンマーク、スーダン、WGIII 共同議長 Davidson）という意見があった。わが国は発言はしなかったが、再生可能エネルギーの特別報告書は作成してもいいが（作成にそれほど積極的ではない印象）、作成するなら省エネを入れるべきというポジションのようである。

各国の発言を受けて、パチャウリ議長は 2007 年末にスコーピング会合を開催することをドイツに要請した。この結果、特別報告書を作成するかどうかは 2008 年に検討することとした。ドイツとその他有志の国々は、途上国および経済移行国の参加者の旅行費用を何とかしてカバーすることとした。

10. UNFCCC 関連する問題(議題 11 : Doc9)

IPCC 事務局より昨年 11-12 月の SB23、COP11・COP/MOP 1 の IPCC 関連議題の報告があった。

- ・ SRCCS の完成に SBSTA は感謝の意を表するとともに CCS について 2 つのワークショップを SB24 (2006 年 5 月、ドイツ) で開催する。
- ・ 適応策の議論：SBSTA5 ヶ年計画が策定された。これは TAR の検討に基づいて導入された議題。
- ・ 緩和策の議論：同じく TAR 内容の検討にともない導入された議題
- ・ Synthesis report 完成後に COP を開くよう、COP13 の開催時期を遅らせることが合意された

なお、Dr.Thorgeirsson(UNFCCC 事務局長代理)が追加で、適応 5 ヶ年計画に関する最近の協議を報告するとともに、SBSTA はリサーチニーズの把握、途上国の関与の促進に力を入れつつあることも述べた。また、2006 年インベントリガイドラインは SBSTA24 の議題になっており、締約国に紹介されるとのこと。

11. 各作業部会の進捗状況(議題 12)

WGI、WGII、WGIII それぞれの共同議長から AR4 の進捗報告があった (Doc 13、15、18)。WGI は現在第 2 次ドラフトのレビュー期間中。WGII は第 2 次ドラフトが完成したところで、5 月の終わりからレビュー期間となる。WGIII は現在第 2 次ドラフト作成中。今年 1 月に南アで開催された LA と産業界の専門家との会合や 9 月に開催予定の NGO との会合にも言及したほか、二酸化炭素回収・貯留に関する特別報告書がメディアから注目を浴びており、また、完全版が 6 ヶ国語で近々発行されると述べた。

パチャウリ議長から統合報告書 (Synthesis Report、Inf.5 参照) の報告があった。SPM が 5 ページ、全体で 30 ページの予定。3 ヶ月後に Core Writing Team の会合を開くとのこと。

その他 TGICA の進捗 (Doc14) および EFDB (Emission Factor Database、Doc16) の進捗報告があった。

1 2. IPCC 委任事項 (terms of reference : TOR) のレビュー(議題 13 : Doc 8)

IPCC 設立母体のひとつである WMO の 4 年に 1 度の総会が来年開催されることから、それにあわせて IPCC の TOR を今回見直すべく議題となっていた。プレナリーでは多くの途上国から、途上国の参加とキャパシティビルディングを強調するよう発言があった。一方、オーストラリアは選挙規則の策定に 4 年もかかってしまったので、TOR のレビューを本格的に始めたら来年に間に合わないとし、今の TOR で途上国の主張はカバーする、とした。スイス、サウジアラビア、UK、カナダ、NZ、ドイツも同様に、IPCC では簡単なレビューのみにし、UNEP と WMO に具体的な TOR レビューを任せるべきとした。パチャウリ議長は小グループを結成し、簡単なレビュー行いを次回の会合で報告することと決めた。小グループのメンバーは中国、サウジアラビア、ガンビア、スイス、オーストラリア、モーリシャス、ブラジルの代表。

1 3. 次回会合予定

- ・ WGI 第 10 回会合 : フランス 2007 年 1 月 29 日ー2 月 1 日 (AR4WGI 承認)
- ・ WGII 第 8 回会合 ベルギー・ブラッセル 2007 年 4 月 2 日ー5 日 (AR4WGII 承認)
- ・ WGIII 第 9 回会合 : タイ・バンコク 2007 年 4 月 30 日ー5 月 3 日 (AR4WGIII 承認)
- ・ IPCC 第 26 回全体会合 : タイ・バンコク 2007 年 5 月 4 日(WGIII 第 9 回会合の後)
- ・ IPCC 第 27 回全体会合 : スペイン・バレンシア 2007 年 11 月 12 日ー16 日 (AR4 SYR SPM 承認)

1 4. 所感

2006 年ガイドラインの採択はスムーズに終わるだろうという予想は外れ、承認プロセスに入るまでに Q&A セッションやコンタクトグループの議論がプレナリー外で初日・二日目と断続的に召集された。このなかには建設的な議論が多かったようだが、プレナリーでは前回同様、国というよりも個人の意見で発言する政府代表が議論を滞らせた場面もあった。このような場面でも、辛抱強く且つ理論的に切り返すパチャウリ議長に感心した。おかげでインベントリの採択も 2 日目の日付が変わる前に無事終わった。

今回の会合はインド洋の小さな島国、モーリシャスで開催された。初日の夕食会では同国環境大臣が出席者一人ひとりを握手で出迎えたり、IPCC 会合では記念品を全員に配布したりするなど、国を挙げて歓迎している、という心意気が伝わってきた。このような小島嶼国こそ温暖化の影響に最も脆弱である。モーリシャスの美しい景観を目の当たりにし、これらは守られなければならない、と切実に感じた。

(信岡 洋子)

「再生可能エネルギーに関する特別報告書」作成については、ドイツが事前に準備周到にかなり根回していたようで、EUや多くの途上国・経済移行国から支持を得た。作成するかどうかは2008年に検討することになったが、作成することで再生可能エネルギー技術の位置付けやポテンシャル・コストが明確になり、再生可能エネルギーの導入がより促進されることが期待されるが、逆に再生可能エネルギー導入の限界が見えてくるかもしれない。そうなれば、EUの温暖化対策の見直しが迫られることになるかもしれない。今回の会合はインド洋のモーリシャスで開催されたが、このような小島嶼国の温暖化に対する脆弱性を全く感じるができなかったのは非常に残念であった。地球温暖化の影響を實際目のあたりにすることが、IPCCの議論をより真剣にスピーディーに進めるための一つのきっかけなるのではと感じた。

(角野 光治)

以 上